

筑波教育学研究

第 14 号

2016年3月

筑波大学教育学会

目 次

〈筑波大学教育学会第13回大会公開シンポジウム〉

共生社会における新しい学校づくり

..... 唐 木 清 志 1

〈依頼論文〉

オランダの数学教育の動向：

Realistic Mathematics Education の理論と実践

..... 大 谷 実 5

〈投稿論文〉

国分一太郎と『綴方生活』

— 小砂丘忠義との関係を中心に —

..... 飯 田 和 明 27

〈研究動向〉

地域をつくる生涯学習・社会教育学研究の展開

— 社会変動と教育再編のもとでの研究動向 —

..... 丹 間 康 仁 45

〈書評〉

磯田正美 著

『算数・数学教育における数学的活動による学習過程の構成

— 数学化原理と表現世界、微分積分への数量関係の指導』

..... 銀 島 文 63

大谷 奨 著

『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究

— 北海道庁立学校と北海道会 —』

..... 河 原 国 男 69

〈図書紹介〉

井田仁康 編著『地域と教育 ―地域における教育の魅力―』
..... 外 池 智 77

〈学会彙報〉（平成27年1月～12月） 81

〈筑波大学教育学会会則・諸規程〉 84

筑波大学教育学会会則

筑波大学教育学会役員選出規程

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

『筑波教育学研究』投稿規程

〈編集後記〉 91

学会彙報（平成27年1月～12月）

平成27年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第13回大会

平成27年3月7日(土)に筑波大学東京キャンパス文京校舎を会場として開催された。以下に紹介するように、午前の自由研究には12件の発表があり、午後からは「共生社会における新しい学校づくり」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者はおよそ70名であった。なお、大会期間中に理事会と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 木村 範子（筑波大学）

1. 共同処理に適した教育事務内容の抽出に対する予備的考察
—奈良県吉野郡東部地域を事例に—
牧瀬 翔麻（筑波大学大学院）
2. グロックゼー学校における学校改革の試みと自己修正
—ドイツ改革学校の構想と実際—
田中 怜（筑波大学大学院）
3. 明治期における児童の身体の捉え方とその変容
—発育と発達に注目して—
村井 輝久（筑波大学大学院）
4. 『綴方生活』と國分一太郎
飯田 和明（宇都宮大学）

第2分科会 司会 李 禧承（桐蔭横浜大学）

1. 保護者の喫煙と子どものBMIの関連
 - 加藤勇之助（大阪体育大学）
 - 早貸千代子（筑波大学附属駒場中・高等学校）
 - 横尾 智治（筑波大学附属駒場中・高等学校）
2. 中学・高校での MOOC 活用に関する研究
 - 宮崎 章（市川中学校・高等学校）
3. 教師のライフストーリー研究から希望を構築する
—地理歴史科・公民科教師の調査を通して—
 - 村井 大介（筑波大学大学院・日本学術振興会特別研究員）
4. 理想の教師像に関する一考察
 - 銀島 文（国立教育政策研究所）
 - 吉田ちひろ（筑波大学大学院）

第3分科会 司会 濱本 悟志（筑波大学附属駒場中・高等学校）

1. 数学学習における命題解釈の多様性とその影響
—「特定の課題に関する調査（論理的な思考）」調査結果の分析を踏まえて—
 - 大塚慎太郎（筑波大学）
2. 1940～1960年代アメリカにおける
「科学の本質」概念をめぐる議論の動向とその背景
—自然科学の専門家による科学教育への提言を中心に—
 - 小林 優子（筑波大学大学院）
3. 小中高の算数・数学をつなぐ一つの視点
—約分からひろがる数学の世界—
 - 井上 正允（元佐賀大学）
4. 描く楽しみがひろがる「紙アプリ」を用いた教育実践
 - 根本 文雄（筑波大学附属大塚特別支援学校）
 - 山口 京子（千葉県立我孫子特別支援学校）
 - 酒寄 哲也（株式会社リコー）
 - 生田 茂（大妻女子大学）

◇シンポジウム

『共生社会における新しい学校づくり』

- シンポジスト　：浜田　博文（筑波大学）
 角替　弘規（桐蔭横浜大学）
 上田　孝典（筑波大学）
- 司会 ：唐木　清志（筑波大学）
- コメンテーター：細水　保宏（筑波大学附属小学校）
 松本　末男（筑波大学）

Ⅱ．機関誌の発行

機関誌『筑波教育学研究（Tsukuba Journal of Education Studies）』第13号を3月7日に発行した。

Ⅲ．会報の発行

第27号を6月15日に、第28号を12月15日にそれぞれ発行した。

Ⅳ．ホームページの更新

2月23日、5月19日、12月16日にホームページの更新を行った。学会ホームページ URL は以下の通りである。

<http://www.human.tsukuba.ac.jp/education/tsukuedu/>

Ⅴ．12月末現在の会員数：299名

筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

平成24年3月10日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については3,000円とする。

第6条（入会） 本会に入会しようとするものは入会申込書に必要事項を記入し、1年分の会費とともに本会に提出しなければならない。

第7条（退会） 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、退会届を本会に提出しなければならない。

第8条（会員資格の喪失） 会費を4年度以上滞納した会員は、会員の資格を失うものとする。

2 前項によって会員資格を喪失したもので、滞納会費に相当する金額を納めるときは、再び入会を許可することができる。

第9条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第10条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第11条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第12条（研究奨励賞選考委員会） 本学会に研究奨励賞選考委員会をおく。選考委員会規程については別に定める。

第13条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第14条（事務局） 本学会は、事務局を〒305-8572 茨城県つくば市天王台
1-1-1, 筑波大学人間系学系棟内（教育学域）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可
決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決さ
れた改正については、平成20年3月22日、第10回総会において可決された
改正については、平成24年3月10日より施行する。ただし、第8条につい
ては平成25年4月1日より施行する。

筑波大学教育学会役員選出規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

平成24年3月10日一部改正

第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学会役員選挙規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に行われる。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第2款 理事、役員を選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

- (1) 会員による投票により選出された理事 10名
- (2) 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は役員選出規程第5条第1号によって選出された理事による無記名単記投票で互選する。

2 同点者の生じた場合は、抽選を行う。

第10条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の

理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第11条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第12条 役員選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第13条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については平成19年3月17日、第10回総会において可決された改正については平成24年3月10日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回（3月）とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し、本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年、年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文原稿は、原則として「ワード」または「一太郎」を使用し、横書き、A4判用紙1頁あたり40字×30行で作成し、図版・注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは8月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部及び原稿を保存した電子媒体（CD等）を送付するものとする。原稿及び原稿を保存した電子媒体（CD等）は原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定第3項－第6項に準拠する。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿には、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

記

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域内

筑波大学教育学会編集委員会 宛

編集後記

『筑波教育学研究』第14号をお届けします。今号から編集委員会のメンバーの一部が交代し、委員長も清水美憲会員から藤田へバトンタッチされました。どうぞよろしく願いいたします。

まず、今号では3件の投稿論文を受理し、厳正な審査の結果、1件のみの掲載となりましたことをご報告致します。前号への投稿が8件あったにもかかわらず、投稿数が大幅に減少したのは、委員長である私の怠慢によるものです。一昨年の第12回研究大会では、研究発表者に対し、発表内容を研究論文として再構成し、投稿していただくように呼びかけを行い、多くの投稿を得ましたが、第13回研究大会ではその呼びかけを失念しておりました。第14回研究大会では、是非とも呼びかけの復活を図って参りたいと考えています。研究発表をされた方々はもちろん、多くの会員の皆様からのご投稿を心からお待ち申し上げます。

また今号では、金沢大学の谷実先生から「オランダの数学教育の動向—Realistic Mathematics Educationの理論と実践—」のご寄稿をいただくことができました。現行の学習指導要領では、「数学のよさを知り、数学が生活に役立つことや数学と科学技術との関係などについての理解を深め、事象を数理的に考察する能力と態度を養うことを重視」する方針（中学校）が明確に打ち出されるなど、「Realistic Mathematics Education」の考え方への接近が確認されます。今回ご寄稿いただいた論文では、その理論を世界レベルで嚮導してきたオランダにおける数学教育の動向をおまとめいただきました。深く感謝いたします。

更に、今号では、第13回研究大会でのシンポジウム「共生社会における新しい学校づくり」について唐木清志会員から報告をしていただいています。唐木会員は、米国ポートランドでのサバティカル期間中であるにもかかわらず、前号に引き続きシンポジウム報告の労をお執り下さいました。深く御礼申し上げます。同時に今号には、研究動向に関するレビュー論文1件、書評2件、図書紹介1件を掲載することができました。ご執筆いただいた丹間康仁会員、銀島文会員、河原国男会員、外池智会員のご協力に心から感謝いたします。諸般の事情により、一部の会員には極めて短期間での執筆をお願いせざるを得なかったにもかかわらず、ご快諾をいただきました。会員各位の教育学研究に対する情熱と、本学会に対する愛情に支えられ、こうして第14号をお届けすることができましたことをご報告いたしますとともに、ご執筆いただいた皆様のご理解とご協力に今一度深く御礼を申し上げます。

今後とも、学会の中核を担うこの研究機関誌の充実を図り、会員の皆様がより投稿しやすくなるよう鋭意努力して参ります。会員の皆様のますますのご支援とご協力と、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

(藤田 晃之)

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

藤田 晃之 (筑波大学)
(tfujita@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

飯田 浩之 (筑波大学)
上田 孝典 (筑波大学)
猿田 真嗣 (常葉大学)
清水 美憲 (筑波大学)
瀬戸 健一 (北海道教育大学)
寺井 正憲 (千葉大学)
濱田 博文 (筑波大学)
林 尚示 (東京学芸大学)
平井 悠介 (鎌倉女子大学)

編集幹事

岡安翔平 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

筑波教育学研究 第14号

2016年3月7日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
